

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の新しい保険証は、3月末日までに書留で郵送します。保険証が届かない場合は、住民課国保年金班へご連絡ください。保険証は1人1枚となっていますので、届きましたら家族全員分の保険証があるか、住所・氏名等記載内容に誤りがないかを確認してください。（※後期高齢者医療の保険証は7月に送付します）

学校に通うため家族と離れて他の市町村に住むとき

就学中の方の保険証が必要な場合は、手続きを行ってください。

手続きに必要なもの

- ・在学証明書（4月1日以降に発行されたもの）
- ・印鑑

※卒業したときは、住所地の国保に加入することになりますので、資格喪失の手続きを行ってください。

社会保険など他の健康保険に加入された方へ

社会保険など他の健康保険に加入された場合は、国

保の資格喪失手続きが必要となります。

手続きに必要なもの

- ・他の健康保険から交付された保険証
- ・国民健康保険の保険証
- ・印鑑

保険証をなくしてしまっただけ

保険証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、保険証を再発行することができます。

手続きに必要なもの

- ・本人確認のできる証明書（運転免許証など）
- ・印鑑

保険証の有効期限が変更になります

国民健康保険証は毎年4月に更新していましたが、来年度から8月に更新となります。今回更新する保険証の有効期限は平成24年7月31日となりますので、保険証に記載されている有効期限をご確認ください。（保険証の変更などにより有効期限が平成24年7月31日以前になっている場合があります）

保険証に臓器提供意思表示欄が設けられました

臓器の移植に関する法律が改正され、臓器提供の意思を保険証に記載できるよ

うに様式が改正されました。移植を待ちながら病氣と闘っている方に健康な臓器を提供できれば多くの命を助けることができます。臓器提供について考え、家族と話し合い、みなさんの意思表示をしておきましょう。

臓器提供意思表示欄の記入をお願いします

○提供できる臓器は、脳全体が働かなくなってしまう

た脳死の場合と、心臓が停止した心臓死の場合で、それぞれ決められています。

○臓器提供意思表示欄の記入は任意で、義務付けられるものではありません。

○15歳未満の方は、家族の方の書面での承諾により臓器提供が可能になります。

○一度記入した内容を変更・取消したい場合は、二重線などを引いて訂正・削除できます。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲ってください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

(特記欄:)

署名年月日: 年 月 日

本人署名: (自筆) 家族署名: (自筆)

▲臓器提供意思表示欄（保険証裏面）

臓器移植に関する質問・問い合わせ

(社)日本臓器移植ネットワーク
0120(78)1069

ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

ジェネリック医薬品希望カードをご利用ください

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師や薬剤師に相談してください。